



介護保険高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険制度では、1カ月の介護サービスの利用者負担額の合計が一定の上限を超えた場合、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、この事業に関連して誤りがあると判明しました。

厚生労働省の通知（最新情報 Vol.1024）を受け調査を進めたところ、公費負担医療対象者における利用者負担額の算定において、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

●高額介護（予防）サービス費算定誤りの対象期間及び対象者・金額

対象期間 令和2年5月サービス利用分～令和4年2月サービス利用分

対象者 77名（616件）

金額 962,107円

※現在、令和2年5月サービス利用分～令和4年2月サービス利用分については、追支給の準備を進めています。令和4年3月以降利用分につきましては確定次第お知らせし、支給いたします。

●原因

介護保険システムで、高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給など）の対象者が訪問看護等の介護サービスを利用したときの利用者負担額を、他の介護サービスの利用者負担額に含めて計算すべきところ、含めずに計算していたため支給額に不足が生じました。

●今後の対応

- ① 該当する方に対し、お詫びと追加支給についてのご案内通知を送付します。
- ② 算定誤りを解消するため、早急にシステム改修に着手するとともに、6月中をめどに改修が済み次第追加支給を行います。
- ③ 高額医療合算介護サービス費などにも影響が及ぶ可能性があることから、こちらについても調査を継続し、追加支給となる場合は対象となる方に別途お知らせします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市福祉長寿部介護保険課 ☎047-366-7067

FAX 047-366-1145 ✉ mckaigo@city.matsudo.chiba.jp